

総基料第270号  
令和2年10月27日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 小林 充佳 殿

総務省総合通信基盤局長  
竹内 芳明

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」  
に基づく検証の実施について（通知）

標記の検証の実施に当たり、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（本年9月25日報道発表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、貴社が設置する第一種指定電気通信設備を用いたFTTHアクセスサービスに係る卸電気通信役務（以下「光サービス卸」という。）が当該検証の対象となることについて、貴社に対し、通知する。

なお、当該検証の進め方等は下記のとおりである。

記

1 ガイドラインに定めるステップ1（接続による代替性の検証）

接続による代替性の検証については、「接続料の算定等に関する研究会第四次報告書」（本年9月25日報道発表）において、「光サービス卸と同様の設備利用形態・利用条件で利用可能な接続機能は存在していないため、十分な代替性があるとは認められないものの、他方で、関連する接続機能や提供料金の状況から、代替性が全くないとまでは評価できない」とされており、現時点においてもその状況に変わりはないことから、貴社の光サービス卸は接続による代替性が不十分と評価する。

2 ガイドラインに定めるステップ2（卸料金の適正性検証）

上記1において接続による代替性が不十分と評価された貴社の光サービス卸については、貴社において卸料金の適正性検証としてガイドラインに定める「その他

の検証」及び「時系列比較による検証」を実施する。

貴社において実施した「その他の検証」及び「時系列比較による検証」の結果について、令和3年1月26日（火）までに総務省に報告するものとする。

### 3 その他

貴社の光サービス卸の代替手段となる接続機能が実装される等、当該光サービス卸の接続による代替性の検証の評価に変更が生じ得る事実がある場合には、貴社から総務省に対して当該事実を報告するものとする。

この場合において、貴社から報告された当該事実が当該評価に変更を生じさせるものと判断したときは、総務省は、再度接続による代替性の検証を実施する。

また、ガイドラインに定めるステップ1の検証結果により、ガイドラインに定めるステップ2の検証が不要となる場合又は検証方法に変更がある場合を除き、令和3年以降、毎年11月末までに上記2の検証結果を総務省に報告するものとする。

以上